

**【文書名】**

○再被害防止要綱の制定について

(令和6年1月4日付け香刑企第1号)

**【概要】**

犯罪の被害者等が加害者により再び危害を加えられる事態を防止するため、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護に関して必要な基本的事項を定めたものである。

主な内容は、目的、再被害防止対象者、再被害防止対象者の指定、再被害防止措置の実施、指定の解除、関連情報の秘密の厳守及び適正な資料の管理、都道府県警察間の連携、刑事施設等との連携等である。